

条 例 見 直 し 調 書

		作 成 年 度	平成 20 年度
条 例 名	神奈川県政功労者に関する条例		
条 例 番 号	昭和 26 年神奈川県条例第 11 号	法 規 集	第 1 編第 1 章第 3 節
所 管 部 局 室 課	総務部人事課		
条 例 の 概 要	県政功労者の指定、選考、位置付け等を定めている。		
検 討	視 点	検 討 内 容	備 考
	必要性 <small>（現在でも必要な条例か。）</small>	県政に功労のあった者に対して、その功績に酬いるための制度であり、引き続き県政に協力を求めるために必要な制度である。	
	有効性 <small>（現行の内容で課題が解決できるか。）</small>	県政に功労のあった者に対して、その功績に報いるための制度として有効な制度である。 また、公式の式典に参列を求める等、県政への協力もお願いしており、有効である。	指定の状況 平成 20 年 8 月 1 日現在 228 名
	効率性 <small>（現行の内容で効率的といえるか。）</small>	功労者の待遇については、条例規定事項ではないが、これまで功労金の廃止や、県職員の指定を限定するなど、見直しを行っており、必要最小限となっている。	
	基本方針適合性 <small>（県政の基本的な方針に適合しているか。）</small>	県政に功労のあった者に対して、その功績に報いるための制度であり、県の基本方針と齟齬をきたすものではない。	
	適法性 <small>（憲法、法令に抵触しないか。）</small>	県政に功労のあった者に対して、その功績に報いるための制度であり、その内容は、憲法、法令に抵触するものではない。	
	その他		
見 直 し 結 果	改正・廃止の必要はない。	理 由	特 記 事 項
	改正・廃止を検討する。	現行条例の適用上、現時点における課題は見受けられない。	
次回見直し予定	平成 25 年度	見直し規定の有無	有 (無)